

**税関前歩道橋リニューアル事業
参加資格審査に関する質問回答書**

◆一次審査

No	質問/意見	資料	質問事項	対応ページ及び対応部分				質問内容	回答内容
				頁	章	節	項		
例	質問	募集要項	提出書類	3	第1	7	(1)		
1	質問	様式集 様式第2-1号	共同企業体の名称	4				企業体名称の各企業名は略称でも問題ないでしょうか。	略称で問題ありません。
2	質問	様式集 様式第2-1号	共同企業体の名称	4				企業体名称の各企業名部分の略称にアルファベットを含めてよろしいでしょうか。	アルファベットを含めても問題ありません。
3	質問	様式集 様式第2-1号	本事業に係る共同企業体認定申請書	4				単社使用印鑑の押印は「代表者又は受任者職氏名」とありますが、受任者は代表者より委任された契約者印でもよろしいでしょうか。	受任者印で問題ありません。
4	質問	様式集 様式第2-1号	本事業に係る共同企業体認定申請書	4				上記No2の質問内容の際に、印鑑証明・使用印鑑届ならびに入札参加資格認定通知書の添付すればよろしいでしょうか。	本市入札資格認定通知書の提出を求めます。
5	質問	様式集 様式第2-1号	本事業に係る共同企業体認定申請書	6				本事業に係る代表者（受任者）の単社使用印鑑と共同企業体使用印は同一としてよいですか。	同一で問題ありません。
6	質問	様式集 様式第2-1号	本事業に係る共同企業体認定申請書	6				④設計業務受託契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）」での『上記の全構成企業のうち、「」、「」、「」は次の共同企業体代表者を代理人と定め』の「」の部分には、受任を受ける共同企業体代表者を記載する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	「」内への記載は必要ありません。
7	質問	様式集 様式第2-1号	本事業に係る共同企業体認定申請書	6				④設計業務受託契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）」での『上記の全構成企業のうち、「」、「」、「」は次の共同企業体代表者を代理人と定め』の「」の部分には、共同企業体の構成員の商号のみを記載よろしいでしょうか。	同上
8	質問	様式集 様式第2-1号	本事業に係る共同企業体認定申請書	6				④設計業務受託契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）」での、『なお、上記の構成企業のうち「」が単独企業の場合は』の「」部分には構成員から受任を受ける共同企業体代表会社の商号を記載すればよろしいでしょうか。	同上
9	質問	様式集 様式第2-1号	本事業に係る共同企業体認定申請書	7				⑤工事請負契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）」での『上記の全構成企業のうち、「」、「」、「」は次の共同企業体代表者を代理人と定め』の「」の部分には、受任を受ける共同企業体代表者を記載する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	同上

No	質問/意見	資料	質問事項	対応ページ及び対応部分					質問内容	質問内容
				頁	章	節	項			
例	質問	募集要項	提出書類	3	第1	7	(1)			
10	質問	様式集 様式第2-1号	本事業に係る共同 企業体認定申請書	7					⑤工事請負契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）」での『上記の全構成企業のうち、「」、「」、「」は次の共同企業体代表者を代理人と定め』の「」の部分には、共同企業体の構成員の商号のみを記載よろしいでしょうか。	「」内への記載は必要ありません。
11	質問	様式集 様式第2-1号	本事業に係る共同 企業体認定申請書	7					⑤工事請負契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）」での、『なお、上記の構成企業のうち「」が単独企業の場合は』の「」部分には構成員から受任を受ける共同企業体代表会社の商号を記載すればよろしいでしょうか？	同上
12	質問	様式集 様式第2-1号	本事業に係る共同 企業体認定申請書	7					⑤工事請負契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）」について、「」内は代表者、構成員の社名でよろしいでしょうか。また、全構成企業と単独企業は同一でしょうか。	同上
13	質問	様式集 様式第2-1'	参加者届出書（単 独企業用）	8					共同企業体で申請する場合は必要でしょうか。	不要です。
14	質問	様式集 様式第2-2号	特定建設工事共同 企業体協定書第8 条の基づく協定書	13					当企業体構成員が分担する工事の工事額とは、設計業務の金額と工事費の金額どちらを意味しているのでしょうか。	様式第2-2号のうち、「特定建設工事共同企業体協定書第8条の基づく協定書」については参加表明時点で提出不要です。
15	質問	様式集 様式第2-2号	特定建設工事共同 企業体協定書第8 条の基づく協定書	13					分担工事額について、文中最下段に「※本協定書は工事請負契約を締結し、各工事の分担工事額を確定させてから作成してください。」と記載がありますので、申請時には不要でよろしいでしょうか。	同上
16	質問	様式集 様式第2-3号	参加資格審査申請 書	14					参加資格審査申請書の申請者名には、所在地・商号又は名称欄に共同企業体名を記載し、代表者又は受任者名欄に共同企業体代表者代表者氏名をきさいすればよろしいですか。また共同企業体代表者氏名には押印が必要ですか	記載内容は質問内容の通りで問題ありませんが、共同企業体代表者の押印は不要です。
17	質問	様式集 様式第2-4号	資本関係・人的関 係調査書	15					資本関係がある場合、登記簿謄本等の判断できる資料を申請書類に添付する必要はあるでしょうか。	必要ありません。
18	質問	様式集 様式第2-5号	施工実績調査書	16					工事実績を確認する資料として、コリンズ、契約書、一般図を申請時に添付すればよろしいでしょうか。その他に必要とされる資料がありますでしょうか。	コリンズの竣工時カルテの提出を求めます。ただし、コリンズで施工実績が判別できない場合は、追加資料の提出を求める場合があります。
19	質問	様式集 様式第2-6号	配置予定技術者届	17					設計業務後の工事着手となるため、申請時から現場着手までの期間が長く、申請時の配置予定技術者を変更する場合がございますが、変更可能でしょうか。	様式第2-6号「配置予定技術者届」の提出は不要といたします。
20	質問	様式集 様式第2-6号	配置予定技術者届	17					共同企業体での申請の場合、各社複数名の申請となりますが、その場合、技術者の申請者数の上限はありますでしょうか。	同上
21	質問	様式集 様式第2-6号	鋼橋上部の配置予 定設計技術者届	17					鋼橋上部工に関する配置予定技術者届は「架設工事における配置予定技術者の届を要すが、専任を要しない工場製作における主任技術者または監理技術者（補佐）の配置技術者の届は不要」と考えてよろしいでしょうか。	同上
22	質問	様式集 様式第2-6号	鋼橋上部の配置予 定設計技術者届	17					着手が数年後となる鋼橋上部工の架設工事の主任技術者または監理技術者（補佐）は架設工事着手時に配置予定技術者届の者から別の者に変更する事が出来ますでしょうか。変更できるならば、どの様な要件を満たせば変更できますでしょうか。	同上

No	質問/意見	資料	質問事項	対応ページ及び対応部分				質問内容	質問内容
				頁	章	節	項		
例	質問	募集要項	提出書類	3	第1	7	(1)		
23	質問	様式集 様式第2-8号	配置予定設計技術者届	20				表中、管理技術者、設計主任技術者、照査技術者の届け出と記載されていますが、【※3】にあります、建築技術者の記載と設計主任技術者のどちらを選出すればよろしいでしょうか。	様式を修正し、HP上に公表しました。管理技術者、照査技術者、建築技術者の選出を求めます。
24	質問	様式集 様式第2-8号	配置予定設計技術者届	20				本事業に配置予定の設計に係る管理技術者、設計主任技術者、照査技術者の届け出と記載されていますが、表中には管理技術者、照査技術者、建築技術者となっており整合しておりません。管理技術者は設計主任技術者という認識でしょうか。	同上
25	質問	様式集 様式第2-6号 様式第2-8号	配置予定設計技術者届	20				各配置技術者に求められる要求の記載はどこにあるのでしょうか。各配置技術者に施工実績等は求められないという認識でよろしいでしょうか。	実施方針（案）「2.4 入札参加資格等」に記載しております。
26	質問	要求水準書 表3-1	添付・貸与資料	8	第3	2	(3)	位置図と事業一般図について、配布方法にホームページでダウンロードと記載されておりますが、存在場所をお示し下さい。	要求水準書で提示している資料をHPに公表いたしました。
27	質問	実施方針(案)	応募者の構成	11	第2	4	(1)	⑤「応募者は、一次審査等の書類の提出時に各企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。」とされています。一方、参加表明書に関する様式第2-1号から第2-10号、技術提案書様式第3号、第4号、第5-1号には「各企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする」事項はないように思われます。各企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする記述はどこに記述して提出するのでしょうか。	参加表明に関する様式（特に様式第2-2号）が「各企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする」ことを網羅していると考えております。